

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月19日 05時40分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港南南東方沖 勝浦灯台から真方位159° 11.5海里付近 (概位 北緯34° 57.6′ 東経140° 24.2′)
事故の概要	漁船太孝丸は、南東進中、また、漁船第三成真丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 太孝丸、4.6トン CB3-83246（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第三成真丸、4.6トン CB3-82599（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 甲板員A、一級小型（免許証失効中） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口等 B 左舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m 日出時刻：06時41分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、勝浦港南南東方沖を南東進中、甲板員Aが操舵室の椅子に腰を掛けて単独で当直についていたところ、B船と衝突した。 甲板員Aは、船首方を漠然と見ていたので、B船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、漂泊中、船長Bが、操舵室を離れて機関室に行き、作業灯の電源を入れようとしていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、南東進中、甲板員Aが、船首方を漠然と見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、船長Bが機関室にいて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が南東進中、B船が漂泊中、甲板員Aが見張

	<p>りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時適切な見張りを行うこと。・ 漂泊中に操舵室を離れる際は、他の乗組員を見張りに立てること。